

長時間労働削減のために

(15)

脳心臓疾患、精神障害の労災認定と長時間労働

フローリッシュ社労士事務所 所長

(一社)名北労働基準協会専門相談員
特定社会保険労務士・シニア産業カウンセラー

新美智美

このうち、2の業務による心理的な負荷（出来

長時間労働などの慢性的な負荷は、脳・心臓疾患やうつ病等の精神疾患を発症させる有力な要因と考えられています。

脳・心臓疾患と精神障害では、労災認定において異なる基準が示されています。

一方、精神障害の労災認定要件は以下のとおりです。

1、認定基準の対象となる精神障害を発病していること

2、認定基準の対象となる精神障害の発病前おむね6ヶ月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること

3、業務以外の心理的負荷や個体側要因により発病したとは認められないこと

- 発症前1ヶ月間に10時間以上、または2~6ヶ月間で月80時間を超える時間外労働は、発症する
- 発症前1ヶ月間に10時間以上、又は直前3週間に概ね120時間以上の時間外労働が認められれば、その事実だけで業務による心理的な負荷が認められることになります。

等の精神疾患の発症直前1ヶ月間に概ね160時間以上、又は直前3週間に概ね120時間以上の時間外労働が認められれば、その事実だけで業務による心理的な負荷が認められることになります。また、また、

○ 発病直前の2ヶ月間連続して1月当たり概ね120時間以上の時間外労働を行った場合

○ 発病直前の3ヶ月間連続して1月当たり概ね100時間以上の時間外労働を行った場合は、心理的負

長時間労働は、大切な従業員の生命や身体の健康を損なうリスクがあることはもちろんですが、会社にとつても労災認定、ひいては安全配慮義務違反による訴訟リスクを抱えることになります。そのようなリスクから会社を守るためにも、長時間労働の抑制に向けた全社的な取り組みが求められています。

イラスト・森沢康代



荷の強度が『強』と認め

こと）としては、仕事中における事故や災害の体験、パワハラ・セクハラと並んで長時間労働が重要な判断要素となつており、これらの出来事による心理的負荷の強度により判断されます。

長時間労働の具体的な評価方法ですが、うつ病

※詳しくは、当協会HPをご覧下さい

第1回 平成30年9月3日(火)
第2回 平成30年10月16日(火)
会場 名古屋能楽堂

1回 / 2回
費用
会員 4300円 / 8000円
非会員 4900円 / 9200円

1回 / 2回
費用
会員 4300円 / 8000円
非会員 4900円 / 9200円